

# 旧江幌小学校施設利活用事業

## 提案募集要項



平成29年8月

上富良野町

## 1 学校施設利活用事業募集の趣旨

平成27年3月末で廃校となった旧江幌小学校施設を有効に利活用し、町の産業振興や雇用機会の拡大につながるよう、地域の活性化を前提とした事業の提案及び事業者を幅広く募集するものとする。

## 2 利活用物件の概要

- (1) 施設の名称 旧江幌小学校
- (2) 所在地 北海道空知郡上富良野町西9線北29号
- (3) 建物 校舎 584.73 m<sup>2</sup> (RC造平屋建、平成2年1月建築)  
体育館 461.81 m<sup>2</sup> (RC造平屋建、平成2年1月建築)  
物置 7 棟  
車庫 2 棟  
旧教員住宅 4 棟 (1 棟に入居者あり)
- (4) 敷地面積 2 筆 16,603 m<sup>2</sup>
- (5) 参考価格 17,810,000 円

(土地 760,000 円、建物 17,050,000 円)

※平成29年7月、鑑定評価実施後の価額です。

### (6) 特記事項

- ①地下埋設物(上水道管、重油タンク、合併浄化槽)があります。
- ②建物は未登記物件となっています。(旧教員住宅は既登記)
- ③旧教員住宅については入居者がいるため、土地の利用に当たっては、一部制約があります。
- ④町からの距離 6.4km 車で約10分
- ⑤旭川空港からの距離 22.9km 車で約30分

## 3 学校施設等の処分方法

現状のまま土地及び建物等を一括で売却を予定。

## 4 応募資格等

個人又は法人問わず応募できるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

- ①宗教活動・政治活動に使用しようとする場合
- ②国税及び地方税に滞納がある場合
- ③未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ⑤上富良野町暴力団排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴

力団並びに同条第2号に規定する暴力団員等及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者

⑥暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものに使用しようとする者

⑦前記⑤から⑥に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

## 5 学校施設の利活用に関する条件

学校施設の利活用に当たっては、次の事項を条件とする。

(1) 利活用事業の内容が次のいずれかに該当し、町全域又は江幌地域の活性化に資するものと認められる事業であること。

①農業振興に資するものと認められる事業

②観光振興に資するものと認められる事業

③住民福祉の向上に資するものと認められる事業

④教育文化の向上に資するものと認められる事業

⑤その他住民サービスの向上に資するものと認められる事業

※上記事業において施設の改修・改築・除却により事業を展開することも可とする。

(2) 事業開始時期等

①所有権移転の日から2年以内に提案書に記載した事業を開始しなければならないこと。 ※あらかじめ町長の承認を得た場合を除く。

②所有権移転の日から10年間は、提案書に記載した事業の用に供さなければならないこと。 ※あらかじめ町長の承認を得た場合を除く。

(3) 譲渡の禁止

所有権移転の日から10年間は次の行為を行ってはならないこと。

※あらかじめ町長の承認を得た場合を除く。

①売買、贈与、交換、出資等により所有権を第三者に移転すること。

②提案書に記載した用途に反することとなる地上権、質権、使用貸借による権利、又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定すること。

(4) 工作物等の取扱い

敷地内にある工作物等の取扱いに関し、江幌地域の意向等があるものについては協議によりその取扱いを定めること。

(5) 周辺環境への適合

周辺には民家があることから、周囲に不快と思われる悪臭や騒音等が発生する事業ではないこと。

(6) 地域への協力等

学校施設が地域においての中核的な公共施設であったことから、施設

整備及び運営に当たっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること。

(7) 瑕疵担保責任

契約締結後に校舎等に隠れた瑕疵を発見したとしても、事業者は売買代金の返還又は損害賠償の請求を求めることができないこと。

(8) 法令などの遵守

施設整備及び運営に当たっては関連する法令、条例等を遵守すること。

## 6 応募手続き

(1) 受付期間 随時。

(2) 受付時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号  
上富良野町役場 総務課 企画財政班

(4) 提出方法 直接持参による。

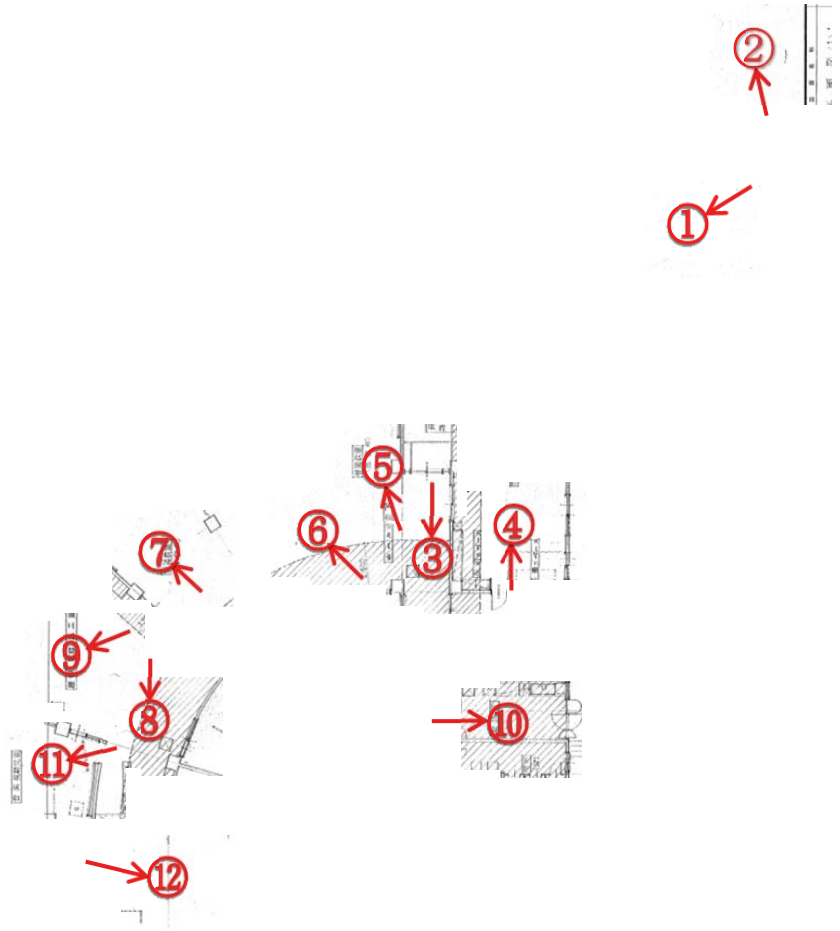
(5) 提出書類 提出書類は任意とするが、提案内容の概要、事業計画及び資金調達計画がわかるものとする。

7 物件平面図等

航空図



平面图



## 物件写真



## 12 その他

施設見学は随時受け付けますので、下記問合せ先までご連絡ください。

(問合せ先)

〒071-0569

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 総務課 財政管理班

TEL 0167-45-6980